

2020年3月30日

**抱負文**  
**(社外取締役候補 佐伯照道)**

私は、勝呂さんと和田さんによる株主提案において、社外取締役候補者となっております。日本を代表する在阪企業である積水ハウスのために大阪の弁護士である私ができることは何か、ということを考えて、社外取締役候補者を引き受けることにしました。

私は、大阪で法律事務所を構えて長年弁護士として上場会社・大企業から中小企業まで様々な会社の案件を経験しており、正常時の紛争処理から倒産等の非常時の案件までその内容も多様です。

私が目にした事件の中でも「積水ハウス地面師詐欺事件」は、事件発生直後においてはなぜ発生したのかその原因も不明でしたし、その後の事実関係の調査結果を読むとおよそ日本を代表する企業としてありえない判断を積み重ねた取引であることが明らかであり、「不動産のプロが揃っているはずの積水ハウスがなぜこんな詐欺に引っ掛かったのか判らない」というのが率直な印象でした。そもそもペーパーカンパニーに何十億円もの預金小切手で土地代金を支払うということは、上場会社がやることではなく、あってはならない事件であり、「今時そんな取引をする会社があるのか」と驚きました。

しかも、その不可思議な事件で約56億円もの損失が発生しているにもかかわらず、責任追及をしようとした者を取締役会の多数派工作で排除し、株主に事件の事実関係も責任追及回避の過程も公表せずに、形だけのニュースリリースをして誤魔化し続ける、という姿勢が、「日本を代表する企業として恥ずかしくないのかな」という疑問を持ち続けてきました。

多数決を原則とする取締役会での多数派を握れば、経営陣が自在に情報隠蔽をすることが可能になり、情報隠蔽により株主に必要な情報の提供がなされないと、株主による取締役の選解任という経営陣に対する監視監督機能が働かないこととなります。そこで重要になるのが、経営陣の監視監督者として、社外取締役を取締役会のメンバーとして選任することとなります。社内取締役らは多くの場合経営陣トップに従うことになるでしょうから、経営陣の暴走を取締役会で阻止するためには、監視監督役である社外取締役を過半数にする必要があります。

勝呂さんと和田さんの株主提案においては、この点を重視して圧倒的過半数の社外取締役、しかも人選においては多種多様な、経営陣としては「口うるさい」と思われるようなメンバーを選ぶ、という方針になっています。このような取締役会の構成は、経営陣にとっては非常に厄介であると思われます。しかし、自らの暴走を阻止するために敢えてこの厄介な社外取締役による監視監督をさせる、という姿勢は企業不祥事を防止するためには必要不可欠です。私は、現経営陣による隠蔽とガバナンス不全を目の当たりにして、社外取締役による実効性のあるガバナンスを志向する勝呂さんと和田さんの取り組みに賛同することに致しました。

昭和・平成・令和と元号は替わっていましたが、社会全体が企業（特に上場企業・大企業）に求めるものも変化してきています。上場会社・大企業においては、単なる利益の追求や株価や配当の点だけではなく、透明性の高い経営や法律の枠にとらわれない高い倫理観が求められています。

是非とも日本を代表する企業である積水ハウスには、透明性の高い経営をして頂きたく、私もそのお手伝いをさせて頂きたく存じます。

以上